



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表
平成30年9月3日

山梨県最低賃金が変わります！ ～ 1時間 810円へ～

1 山梨労働局（局長 木幡 繁嗣）は、平成30年9月3日、下記のとおり、山梨県最低賃金の改正決定をした。本日付けで官報公示され、平成30年10月3日から発効する。

・ 1時間	810円（現行784円）
・ 効力発生日	平成30年10月3日

2 山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、山梨地方最低賃金審議会に対して調査審議を求め、慎重な審議を重ねた同審議会の意見（答申）を尊重して最低賃金の改定を行っている。

本年は、6月29日に改正諮問を行い、8月7日に答申を受けた。その後、答申内容に係る意見公示を行ったところ、異議の申出がなされ、8月23日に開催された同審議会において、異議の申出の取扱いについて審議を行った結果、「8月7日付け答申どおり決定することが適当。」との答申を受けた。

当局では、この答申後に公示等諸手続きを行い、本日、官報に公示されたことから、上記の最低賃金額については、平成30年10月3日から効力が発生することとなった。（ ）

3 山梨県最低賃金は、特定最低賃金が適用される労働者を除き、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態、性別、年齢、国籍を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるものであり、改定される最低賃金額を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要である。

山梨労働局においては、改定された最低賃金額の周知を図るため、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関等に周知の依頼をするとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図っていくこととしている。

（ ） 山梨県内の事業場においては、労働者に原則として同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額	効力発生日
	810円	平成30年 10月3日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています(改正審議中)

特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	869円	効力発生日 平成29年12月27日
	自動車・同附属品製造業	875円	効力発生日 平成29年12月15日

※年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢655-50	(0556-22-3181)

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

概要

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ (※) 生産性要件を満たした場合 には3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

詳細は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご参照ください

(お問い合わせ先) 山梨労働局 雇用環境・均等室 Tel055-225-2851

山梨県働き方改革推進支援センターのご案内

「山梨県働き方改革推進支援センター」では、中小企業事業主の皆さまを対象に、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間制度、賃金制度等に関する一般的な相談を行っています。また社会保険労務士等の専門家の派遣により、就業規則等の見直し、労働時間短縮、賃金引上げに向けた生産性向上に関するコンサルティング等を行っています。無料でご相談をお受けしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

山梨県働き方改革推進支援センター（甲府市丸の内2丁目34-1 共栄ビル2F）Tel 0120-338-737

賃金体系や退職金制度などの賃金相談承ります

「賃金体系を変更したい。」「退職金制度をどうしようか。」「基本給や手当の決め方は？」など、企業からの賃金・退職金制度等に関するお悩み相談を賃金相談員(社会保険労務士)が承ります。

○賃金相談日は、原則として毎月第1・第2・第3水曜日(電話予約制)

○相談時間は、9時～16時(12時～13時は休み)

○相談場所は、山梨労働局4階 雇用環境・均等室(〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11)

※ 相談内容は秘密厳守、また相談費用はかかりません。お気軽にご相談ください。

(お問い合わせ先) 山梨労働局 雇用環境・均等室 Tel055-225-2851